

# 指定障害福祉サービス事業者の指定取消について

本県の障害福祉行政の推進にあたりましては、日ごろから格段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、平成23年6月30日付で、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分を行いましたのでお知らせします。

## 1 対象事業所の概要

(1) 開設者 特定非営利活動法人障害者フルライフサポート・ユーリカ  
理事長 須藤 忠則

## (2) 事業所

事業所名	サービスの種類	所在地
グループホーム ユーリカⅠ	共同生活介護 共同生活援助	横浜市泉区上飯田町1,068番地4
グループホーム ユーリカⅡ	共同生活介護 共同生活援助	横浜市神奈川区白幡上町12番18号
グループホーム レモンハウス	共同生活介護 共同生活援助	横浜市南区堀ノ内町1丁目3番地8
グループホーム ユーリカⅣ	共同生活介護 共同生活援助	横浜市泉区和泉町4,565-1

## 2 指定取消の内容（指定事業者ごとに取消し）

上記1(2)の事業所に係る共同生活介護及び共同生活援助の障害福祉サービス事業者（8事業者）の指定取消し

## 3 指定取消の年月日

平成23年6月30日（木）

## 4 指定取消の理由

事業所名	理由
グループホーム ユーリカⅠ	<b>○共同生活介護について</b> 指定障害福祉サービス事業所において、法人の理事で事業所の管理者であった者が入居利用者の通帳等の管理をしていた間に、入居利用者2人の預金通帳から約3千万円の引き出しがあり、そのうち約2千万円の不明金を発生させたことは、事業者の責務違反及び不正行為であること。 <b>○共同生活介護及び共同生活援助について</b> 指定障害福祉サービス事業所の運営において、家賃・光熱水費等の滞納と従業員の給与未払い、食材費を立て替えるなど従業員の厚意により利用者の生活が成立していた状況が繰り返し発生させたことは、事業者の責務違反及び著しい不当行為であること。
グループホーム ユーリカⅡ	<b>○共同生活介護及び共同生活援助について</b> 指定障害福祉サービス事業所の運営において、家賃・光熱水費等の滞納と従業員の給与未払い、食材費を立て替えるなど従業員の厚意により利用者の生活が成立していた状況が繰り返し発生させたことは、事業者の責務違反及び著しい不当行為であること。
グループホーム レモンハウス	
グループホーム ユーリカⅣ	